

令和6年3月25日

境港市教育委員会議案（定例会）

目 次

【議決事項】

議案第2号	境港市渡公民館長の任命について	1
議案第3号	境港市外江公民館長の任命について	2
議案第4号	境港市境公民館長の任命について	3
議案第5号	境港市上道公民館長の任命について	4
議案第6号	境港市余子公民館長の任命について	5
議案第7号	境港市中浜公民館長の任命について	6
議案第8号	境港市誠道公民館長の任命について	7
議案第9号	境港市公民館運営審議会委員の委嘱について	9
議案第10号	境港市スポーツ推進委員の委嘱について	13
議案第11号	境港市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について	16
議案第12号	境港市第一中学校区学校運営協議会委員の任命について	19
議案第13号	境港市第二中学校区学校運営協議会委員の任命について	21
議案第14号	境港市第三中学校区学校運営協議会委員の任命について	23
議案第15号	令和6年度境港市学校教職員の研修について	27
議案第16号	境港市立学校職員の服務に関する規程の一部を改正する規程について	30
議案第17号	境港市学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正する規則について	32
議案第18号	境港市共同学校事務室室長・室長補佐及び職員の任命について	34
議案第19号	鳥取県西部地区教科用図書採択協議会の設置について	37

【協議事項】

令和6年度境港市学校教育の指針について

令和6年度教育委員会関係予算について

3月定例市議会教育委員会関係質問答弁について

【報告事項】

教育総務課	38
生涯学習課	39
図 書 館	40

議案第2号

境港市渡公民館長の任命について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第28条の規定により、次の者を境港市渡公民館長に任命する。

令和6年3月25日 提出

境港市教育委員会

記

境港市渡町2132番地2

築谷敏雄

昭和31年12月22日生

令和6年4月1日付発令

議案第 3 号

境港市外江公民館長の任命について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第28条の規定により、次の者を境港市外江公民館長に任命する。

令和6年3月25日 提出

境港市教育委員会

記

境港市外江町3080番地11

柘 植 英 敏

昭和35年9月26日生

令和6年4月1日付発令

議案第 4 号

境港市境公民館長の任命について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第28条の規定により、次の者を境港市境公民館長に任命する。

令和6年3月25日 提出

境港市教育委員会

記

境港市馬場崎町29番地

植 田 建 造

昭和29年11月26日生

令和6年4月1日付発令

議案第 5 号

境港市上道公民館長の任命について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第28条の規定により、次の者を境港市上道公民館長に任命する。

令和6年3月25日 提出

境港市教育委員会

記

境港市馬上道町3201番地

川端 豊

昭和32年7月28日生

令和6年4月1日付発令

議案第 6 号

境港市余子公民館長の任命について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第28条の規定により、次の者を境港市余子公民館長に任命する。

令和6年3月25日 提出

境港市教育委員会

記

境港市高松町195番地

阿 部 泰 典

昭和27年1月20日生

令和6年4月1日付発令

議案第7号

境港市中浜公民館長の任命について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第28条の規定により、次の者を境港市中浜公民館長に任命する。

令和6年3月25日 提出

境港市教育委員会

記

境港市小篠津町861番地2

木村一也

昭和34年11月8日生

令和6年4月1日付発令

議案第 8 号

境港市誠道公民館長の任命について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第28条の規定により、次の者を境港市誠道公民館長に任命する。

令和 6 年 3 月 2 5 日 提出

境港市教育委員会

記

境港市誠道町 8 3 番地

藤 本 晋 也

昭和 4 1 年 6 月 1 1 日生

令和 6 年 4 月 1 日付発令

主 な 内 容

1 公民館長の任命

公民館長を任命する。

※上道地区は新任、渡、外江、境、余子、中浜、誠道地区は再任。

2 任期

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 根拠法令

社会教育法（抜粋）

（公民館の職員）

第27条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。

3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第28条 市町村の設置する公民館長、主事その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会が任命する。

（以 下 省 略）

議案第9号

境港市公民館運営審議会委員の委嘱について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第30条の規定により、別紙のとおり委嘱する。

令和6年3月25日 提出

境港市教育委員会

令和6年度 境港市公民館運営審議会委員一覧（任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日）

	氏 名	町 名	備考
渡公民館	伊佐 俊宏	夕日ヶ丘	
	山根 伸彦	上道町	
	門脇 登	渡町	
	品川 晴美	渡町	
	渡邊 冬樹	渡町	
	十河 淳	渡町	
	渡辺 洋輔	渡町	
	増岡 茂	渡町	
	松本 孝	渡町	
	松田 真二	夕日ヶ丘2丁目	
	菊池 英夫	渡町	新
	渡辺 寿春	渡町	
	渡辺 好美	森岡町	
	清水 大介	渡町	新
境公民館			
	高濱 禎彦	竹内町	新
	野々村 崇	大正町	新
	奥森 由子	元町	
	黒田 真美	相生町	
	島村 節夫	蓮池町	
	添田 二郎	中町	
	竹内 健治	松ヶ枝町	
	村上 陽生	上道町	
	山田 哲男	東雲町	
	渡邊 はるみ	栄町	
	加藤 文治	中町	
	増田 亮太	松ヶ枝町	新
	前田 恵美	栄町	新
	矢田 千歳	中町	新

	氏 名	町 名	備考
外江公民館	遠藤 多恵子	芝町	
	香川 登	外江町	
	柏木 雅昭	清水町	
	藤井 慶一	外江町	新
	入江 順子	外江町	新
	角谷 志織	森岡町	新
	古徳 幹男	外江町	
	空野 高幸	外江町	
	高梨 典子	外江町	
	景山 舞	外江町	新
	松本 信子	外江町	
	松尾 忠光	米川町	
	松本 晶彦	外江町	
	松本 和弘	外江町	
上道公民館	鷺澤 美紀	芝町	
	足立 のりこ	上道町	
	岩本 和貴	上道町	
	中村 将人	上道町	
	遠藤 太一	上道町	
	大西 保幸	上道町	
	榎野 豊	中野町	
	清水 厚志	上道町	新
	駒井 朋子	上道町	
	嶋川 咲子	上道町	
	田林 真里子	上道町	
	西原 実	上道町	
	橋本 ゆかり	上道町	
	平松 謙治	上道町	
	森田 泰弘	大山町西坪	
	山田 幹夫	上道町	

令和6年度 境港市公民館運営審議会委員一覧（任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日）

	氏 名	町 名	備考
余子公民館	足立 勲	中野町	
	阿部 紀樹	高松町	
	伊東 亜希子	竹内町	
	井本 英	高松町	
	内田 綾子	米子市米原	
	小灘 俊朗	福定町	
	柴田 秀樹	竹内町	
	竹本 知男	中野町	
	手島 真治	美保町	
	北農 真也	誠道町	
	長谷川 伸	竹内町	
	原口 翔也	美保町	
	東 大介	中野町	
	武良 謙	高松町	
誠道公民館	吉岡 裕恭	福定町	
	秋吉 早苗	誠道町	
	井上 淳一	誠道町	
	岩本 信二	誠道町	
	江角 尚子	誠道町	
	加納 章	誠道町	
	工野 昌彦	誠道町	
	小林 豊	誠道町	
	清水 道夫	誠道町	
	高松 紀行	誠道町	
	中本 勝	誠道町	
	櫛本 清美	誠道町	
	早川 愛奈	誠道町	
	山根 真一	誠道町	
	八幡 明	米子市東福原	
	安達 加奈子	誠道町	新

	氏 名	町 名	備考
中浜公民館	足田 京子	幸神町	
	足立 君子	財ノ木町	
	山崎 みゆき	新屋町	
	上田 佳子	財ノ木町	
	遠藤 豊美	小篠津町	
	木村 秀幸	小篠津町	
	志賀 智子	夕日ヶ丘1丁目	
	手島 豊	幸神町	
	中井 絵里子	麦垣町	
	永井 丈志	三軒屋町	
	沼澤 信昭	夕日ヶ丘1丁目	
	松本 敏治	麦垣町	
	安田 山毅	新屋町	
	植田 伸一	米子市福市	
	渡辺 功	三軒屋町	

主 な 内 容

1 境港市公民館運営審議会委員の委嘱
異動等により新たに委員を委嘱する。

2 任期
令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

3 根拠法令
社会教育法（抜粋）
（公民館運営審議会）

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

（以 下 省 略）

境港市公民館条例（抜粋）
（公民館運営審議会の委員）

第5条 公民館に公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、15人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし欠員の生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（以 下 省 略）

境港市公民館運営審議会規則（抜粋）

第2条 審議会の委員の任務は、次のとおりとする。

（1）公民館長の諮問に応じ、調査審議する。

（2）公民館活動を推進する。

（3）その他必要な事項

（以 下 省 略）

議案第10号

境港市スポーツ推進委員の委嘱について

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条の規定により、別紙のとおり委嘱する。

令和6年3月25日 提出

境港市教育委員会

境港市スポーツ推進委員協議会 委員名簿

任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日

地区	氏名	住所	当初委嘱年度	
境	阿部 貴志	馬場崎町	H24	
	景山 収	花町	H16	
	角 英幸	栄町	H30	
上道	岡田 善和	上道町	H24	
	駒井 朋子	上道町	H28	
	坂本 浩太郎	上道町	H30	
余子	鶴田 肇	竹内町	H14	
	池淵 佳代子	中野町	H22	
	東 大介	中野町	R4	
誠道	手島 博文	誠道町	R6	新任 (R6. 4. 1～)
	本池 康憲	誠道町	H28	
	岩本 信二	誠道町	H29	
中浜	道田 さおり	三軒屋町	R6	新任 (R6. 4. 1～)
	木村 進	財ノ木町	R6	新任 (R6. 4. 1～)
	吉井 巧	小篠津町	H29	
渡	増岡 茂	渡町	H18	
	渡辺 寿春	渡町	H12	
	(欠員)	(欠員)		
外江	高梨 秋広	外江町	R5	
	桑原 基伸	外江町	R6	新任 (R6. 4. 1～)
	浜田 明	外江町	R6	新任 (R6. 4. 1～)

主 な 内 容

1 境港市スポーツ推進委員の委嘱

異動等により新たに委員を委嘱する。

2 任期

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで※前任者の残任期間

3 根拠法令

スポーツ基本法（抜粋）

（スポーツ推進委員）

第32条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

（以 下 省 略）

境港市スポーツ推進委員に関する規則（抜粋）

（定数）

第3条 スポーツ推進委員の定数は22名以内とする。

（任期）

第4条 スポーツ推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠のスポーツ推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず特別の事由があるときは、前項の期間中においてもスポーツ推進委員を免職することができる。

3 スポーツ推進委員は、再任されることができる。

（以 下 省 略）

議案第 11 号

境港市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 23 条の規定により、別紙のとおり委嘱する。

令和 6 年 3 月 25 日 提出

境港市教育委員会

学 校 医 等 名 簿

令和6年4月1日 現在

学 校 名	種 目	氏 名	医 療 機 関 名	新・継
渡 小 学 校	学 校 医	角田 郁代	つのだ内科・循環器内科クリニック	継
	眼 科 医	佐々木 勇二	済生会境港総合病院（眼科）	継
	耳鼻咽喉科医	立川 拓也	たちかわ耳鼻咽喉科	継
	歯 科 医	永瀬 聡	ながせ歯科	継
	薬 剤 師	福井 優介	オレンジ薬局	継
外 江 小 学 校	学 校 医	土江 秀明	つちえ内科・小児科クリニック	新
	眼 科 医	濱本 順次	浜本眼科クリニック	継
	耳鼻咽喉科医	立川 拓也	たちかわ耳鼻咽喉科	継
	歯 科 医	植村 幸雄	ひまわり歯科医院	継
	薬 剤 師	増谷 美喜子	増谷薬局	継
境 小 学 校	学 校 医	細田 淑人	竜ヶ山こどもファミリークリニック	新
	眼 科 医	小森 樹夫	小森眼科クリニック	継
	耳鼻咽喉科医	立川 拓也	たちかわ耳鼻咽喉科	継
	歯 科 医	小徳 賢司	小徳歯科クリニック	継
	薬 剤 師	増谷 美喜子	増谷薬局	継
上 道 小 学 校	学 校 医	細田 淑人	竜ヶ山こどもファミリークリニック	継
	眼 科 医	濱本 順次	浜本眼科クリニック	継
	耳鼻咽喉科医	立川 拓也	たちかわ耳鼻咽喉科	継
	歯 科 医	森脇 祥博	森脇歯科医院	継
	薬 剤 師	大山 亮	増谷薬局	継
余 子 小 学 校	学 校 医	土江 秀明	つちえ内科・小児科クリニック	新
	眼 科 医	佐々木 勇二	済生会境港総合病院（眼科）	継
	耳鼻咽喉科医	立川 拓也	たちかわ耳鼻咽喉科	継
	歯 科 医	足立 守	足立守歯科	継
	薬 剤 師	佐藤 学	境中央薬局	継
中 浜 小 学 校	学 校 医	土江 秀明	つちえ内科・小児科クリニック	継
	学 校 医	細田 淑人	竜ヶ山こどもファミリークリニック	新
	眼 科 医	濱本 順次	浜本眼科クリニック	継
	耳鼻咽喉科医	立川 拓也	たちかわ耳鼻咽喉科	継
	歯 科 医	木村 清	木村歯科医院	継
	薬 剤 師	永井 勝正	ナガイ薬局	継
第 一 中 学 校	学 校 医	来間 美帆	市場医院	継
	眼 科 医	小森 樹夫	小森眼科クリニック	継
	耳鼻咽喉科医	辻田 哲朗	辻田耳鼻咽喉科	継
	歯 科 医	足立 融	あい・あだちデンタルクリニック	継
	薬 剤 師	増谷 美喜子	増谷薬局	継
第 二 中 学 校	学 校 医	角田 郁代	つのだ内科・循環器内科クリニック	継
	眼 科 医	濱本 順次	浜本眼科クリニック	継
	耳鼻咽喉科医	辻田 哲朗	辻田耳鼻咽喉科	継
	歯 科 医	酒井 博淳	さかい歯科クリニック	継
	薬 剤 師	山下 恵子	たけのうち薬局	継
第 三 中 学 校	学 校 医	来間 美帆	市場医院	継
	眼 科 医	佐々木 勇二	済生会境港総合病院（眼科）	継
	耳鼻咽喉科医	三宅 成智	みはな耳鼻・甲状腺クリニック	継
	歯 科 医	倉元 健志	倉元歯科クリニック	継
	薬 剤 師	永井 勝正	ナガイ薬局	継

任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日

主 な 内 容

1 学校医に退任者が出たため、新たに配置を見直して任命する。

学 校 名	種 目	氏 名	医 療 機 関 名	異 動 内 容
外 江 小 学 校	学 校 医	済生会境港総合病院（業務委託）		業務委託契約終了 （令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日）
外 江 小 学 校 余 子 小 学 校 中 浜 小 学 校	学 校 医	土江 秀明	つちえ内科・小児科クリニック	担当校変更
境 小 学 校 上 道 小 学 校 中 浜 小 学 校	学 校 医	細田 淑人	竜ヶ山こどもファミリークリニック	担当校変更

※済生会境港総合病院は小児科医の退職に伴い業務委託契約を終了

※中浜小学校は2名体制

2 任期

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

3 根拠法令

学校保健安全法（抜粋）

（学校医、学校歯科医及び学校薬剤師）

第23条 学校には、学校医を置くものとする。

2 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。

3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。

4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。

5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部科学省令で定める。

（以 下 省 略）

境港市立小・中学校管理規則（抜粋）

（学校医・学校歯科医及び学校薬剤師）

第26条 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、教育委員会が委嘱する。

（以 下 省 略）

境港市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に係る事務等取扱要綱

（任期）

第4条 学校医等の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

議案第 12 号

境港市第一中学校区学校運営協議会委員の任命について

境港市学校運営協議会設置等に関する規則（平成 31 年教育委員会規則第 2 号）第 8 条の規定により、別紙のとおり任命する。

令和 6 年 3 月 25 日 提出

境港市教育委員会

令和6年度第一中学校区学校運営協議会委員

No	氏 名	所 属 等	備 考	
1	森 田 泰 弘	学校の校長（第一中学校）	継 続	
2	中 村 将 人	学校の校長（上道小学校）	継 続	
3		学校の校長（境小学校）	継 続	
4	坂 本 哲 郎	児童生徒の保護者（第一中学校）	継 続	
5	未 定	児童生徒の保護者（第一中学校）	新 規	※
6	西 洋 平	児童生徒の保護者（上道小学校）	継 続	
7	足 立 渉	児童生徒の保護者（上道小学校）	継 続	
8	喜 多 村 知 里	児童生徒の保護者（境小学校）	新 規	※
9	岡 空 陽 子	児童生徒の保護者（境小学校）	継 続	
10	清 水 厚 志	地域住民（上道地区）	継 続	
11	岩 本 和 貴	地域住民（上道地区）	継 続	
12	福 井 真 奈 美	地域住民（上道地区）	継 続	
13	植 田 建 造	地域住民（境地区）	継 続	
14	木 村 光 哉	地域住民（境地区）	継 続	
15	本 池 千 尋	地域住民（境地区）	継 続	
16	遠 藤 美 和	学識経験者(美哉幼稚園 園長)	継 続	
17	未 定	地域学校コーディネーター	新 規	※
18	未 定	学校の教職員（第一中学校）	新 規	※
19	未 定	学校の教職員（上道小学校）	新 規	※
20	未 定	学校の教職員（境小学校）	新 規	※

※新規者の任期：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

継続者の任期：令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第 13 号

境港市第二中学校区学校運営協議会委員の任命について

境港市学校運営協議会設置等に関する規則（平成 31 年教育委員会規則第 2 号）第 8 条の規定により、別紙のとおり任命する。

令和 6 年 3 月 25 日 提出

境港市教育委員会

令和6年度第二中学校区学校運営協議会委員

No	氏 名	所 属 等	備 考	
1	下 西 三 宝	学校の校長（第二中学校）	継 続	
2	植 田 伸 一	学校の校長（中浜小学校）	継 続	
3	内 田 綾 子	学校の校長（余子小学校）	継 続	
4	松 本 大 輔	児童生徒の保護者（第二中学校）	継 続	
5	東 大 介	児童生徒の保護者（第二中学校）	継 続	
6	松 篠 利	児童生徒の保護者（中浜小学校）	継 続	
7	伊 藤 裕 樹	児童生徒の保護者（中浜小学校）	継 続	
8	北 農 真 也	児童生徒の保護者（余子小学校）	継 続	
9	石 倉 雄 貴	児童生徒の保護者（余子小学校）	継 続	
10	木 村 一 也	地域住民（中浜地区）	継 続	
11	木 村 幹 夫	地域住民（中浜地区）	継 続	
12	足 立 勝 美	地域住民（中浜地区）	継 続	
13	阿 部 泰 典	地域住民（余子地区）	継 続	
14	伊 佐 治 敏	地域住民（余子地区）	継 続	
15	藤 本 晋 也	地域住民（誠道地区）	継 続	
16	小 笠 原 友 子	地域学校コーディネーター	継 続	
17	山 根 淳 吾	学校事務局（第二中学校）	継 続	
18	池 原 一 成	学校事務局（中浜小学校）	継 続	
19	八 幡 明	学校事務局（余子小学校）	継 続	

※新規者の任期：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで…該当なし

継続者の任期：令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第 14 号

境港市第三中学校区学校運営協議会委員の任命について

境港市学校運営協議会設置等に関する規則（平成 31 年教育委員会規則第 2 号）第 8 条の規定により、別紙のとおり任命する。

令和 6 年 3 月 25 日 提出

境港市教育委員会

別紙

令和6年度第三中学校区学校運営協議会委員

No	氏 名	所 属 等	備 考	
1		学校の校長（第三中学校）	新 規	
2	山 根 伸 彦	学校の校長（渡 小学校）	継 続	
3	松 尾 忠 光	学校の校長（外江小学校）	継 続	
4	藤 井 慶 一	児童生徒の保護者（第三中学校）	継 続	
5	渡 邊 冬 樹	児童生徒の保護者（渡 小学校）	継 続	
6	木 下 厚 志	児童生徒の保護者（外江小学校）	継 続	
7	拝 藤 愛	地域住民（渡 地区）	新 規	
8	水 落 篤	地域住民（渡 地区）	継 続	
9	築 谷 敏 雄	地域住民（渡 地区）	継 続	
10		児童生徒の保護者（第三中学校）	新 規	
11	寺 本 啓	地域住民（外江地区）	継 続	
12	大 道 幸 祐	地域住民（外江地区）	継 続	
13	柘 植 英 敏	地域住民（外江地区）	継 続	
14	家 中 洋 子	地域住民（外江地区）	継 続	
15	足 川 弥 生	学識経験者（外江保育園長）	継 続	
16	武 良 純 子	学識経験者（渡 保育園長）	継 続	
17	十 河 淳	学識経験者（教育委員）	継 続	
18	高 梨 典 子	地域学校コーディネーター	継 続	
19		中学校区教頭代表者	新 規	

新規者の任期：令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

継続：前任期が終了したが、改めて任命された委員

主 な 内 容

- 1 境港市各中学校区学校運営協議会委員の任命
異動及び任期満了に伴い新たに委員を任命する。

- 2 任期

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで（第三中学校区）

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（第一・第二中学校区）

※前任者の残任期間

- 3 根拠法令

境港市学校運営協議会設置等に関する規則（抜粋）

（委員の任命）

第8条 協議会の委員は、20人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから校長の推薦により教育委員会が任命する。

- （1）対象学校に在籍する児童生徒の保護者
- （2）対象学校の所在する地域住民
- （3）対象学校の校長
- （4）対象学校の教職員
- （5）対象学校の地域学校コーディネーター（地域学校協働活動推進員）
- （6）学識経験者
- （7）関係行政機関の職員
- （8）その他、教育委員会が適当と認める者

2 前項の規定にかかわらず、委員の一部については、これを公募することができる。

3 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を任命することができる。

4 委員は特別職の地方公務員としての身分を有する。

第10条 委員の任期は、2年とする。ただし、第8条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

（以下省略）

境港市第一中学校区学校運営協議会設置要綱（抜粋）

（委員）

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから任命された委員をもって構成し、委員の総数は20人以内とする。

- （1）各学校に在籍する児童生徒の保護者
 - （2）各学校の所在する地域住民
 - （3）各学校の校長
 - （4）各学校の教職員
 - （5）各学校の地域学校コーディネーター（地域学校協働活動推進員）
 - （6）学識経験者
 - （7）関係行政機関の職員
 - （8）その他、教育委員会が適当と認める者
- （以下省略）

境港市第二中学校区学校運営協議会設置要綱（抜粋）

（委員）

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから任命された委員をもって構成し、委員の総数は20人以内とする。

- （1）各学校に在籍する児童生徒の保護者
 - （2）各学校の所在する地域住民
 - （3）各学校の校長
 - （4）各学校の教職員
 - （5）各学校の地域学校コーディネーター（地域学校協働活動推進員）
 - （6）学識経験者
 - （7）関係行政機関の職員
 - （8）その他、教育委員会が適当と認める者
- （以下省略）

境港市第三中学校区学校運営協議会設置要綱（抜粋）

（委員）

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから任命された委員をもって構成し、委員の総数は20人以内とする。

- （1）各学校に在籍する児童生徒の保護者
 - （2）各学校の所在する地域住民
 - （3）各学校の校長
 - （4）各学校の教職員
 - （5）各学校の地域学校コーディネーター（地域学校協働活動推進員）
 - （6）学識経験者
 - （7）関係行政機関の職員
 - （8）その他、教育委員会が適当と認める者
- （以下省略）

議案第15号

令和6年度境港市学校教職員の研修について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条の規定により、
学校教職員の研修方針を別添のとおり定める。

令和6年3月25日 提出

境港市教育委員会

令和6年度 境港市教育委員会主催の教職員研修会年間スケジュール(案)

講師	1年	1～10年	10～20年	20～30年	30～年	管理職	養護教諭	事務職員	市職員
4月	・学級経営・指導力向上研修(教職経験3年未満・希望者) ①オリエンテーション		・特別支援教育担当者会					・学校事務担当者会	・初活動指導員研修会 ・指導補助員研修会 ・学校図書館員研修会 ・学校主事及び教員業務 支援員研修
5月	・学級経営・指導力向上研修案第1回初任者研修 ②子ども理解								・児童クラブ指導員研修会
6月			・人権教育主任研修会			・管理職研修会		・第1回共同学校事務室 連絡協議会	
7月			・管理職養成セミナー ・教育相談担当者会						
			・教職員指導力向上研修①						
8月	・学級経営・指導力向上研修 ③こどもカルテ・Q-U結果より	・初任者研修会(9回実施)							
			・教職員指導力向上研修②						
9月									
10月			・教職員指導力向上研修③					・第2回共同学校事務室 連絡協議会	
11月			・教育相談担当者会			・管理職研修会			
12月									
1月			・人権教育主任研修会						
2月	・学級経営・指導力向上研修 ④総括		・教育相談担当者会 ・特別支援教育担当者会				・学校保健会講演会	・学校事務担当者会 ・第3回共同学校事務室 連絡協議会	
3月									

教職員担教職員の研修について	職員の研修は任命権者が行う。(地公法39)
県費負担教職員の研修について	県費負担教職員の研修は、市町村教委も行うことができる。市町村教委は都道府県教委が行 う研修に協力しなければならない。(地教行法45)

主 な 内 容

1 学校教職員の研修方針の決定

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第8号の規定により、校長、教員その他の教育関係職員の令和5年度における研修方針を定める。

2 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の職務権限）

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

（ 中 略 ）

（8）校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。

（以 下 省 略）

議案第 16 号

境港市立学校職員の服務に関する規程の一部を改正する規程について

境港市立学校職員の服務に関する規程の一部を改正する規程を別紙のとおり改正する。

令和 6 年 3 月 25 日 提出

境港市教育委員会

境港市立学校職員の服務に関する規程の一部を改正する規程

境港市立学校職員の服務に関する規程（平成4年境港市教育委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第24条中「鳥取県地域防災計画」を「境港市地域防災計画」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

議案第17号

境港市学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正する規則について

境港市学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正する規則について別紙のとおり改正する。

令和 6 年 3 月 2 5 日 提出

境港市教育委員会

境港市学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正する規則

境港市学校給食費徴収条例施行規則（平成26年境港市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「267円」を「293円」に改め、同条第2号中「310円」を「340円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の境港市学校給食費徴収条例施行規則の規定は、令和6年度以後の学校給食費について適用し、令和5年度分までの学校給食費については、なお従前の例による。

議案第18号

境港市共同学校事務室室長・室長補佐及び職員の任命について

境港市立小・中学校管理規則（平成12年教育委員会規則第3号）第58条の規定により、別紙のとおり任命する。

令和6年3月25日 提出

境港市教育委員会

境港市共同学校事務室 室長、室長補佐、その他職員の任命について

・室長

余子小学校	事務主幹	荒木 美和
-------	------	-------

・室長補佐

第一中学校	事務主幹	谷野 恵子
-------	------	-------

外江小学校	事務主幹	由永 利恵
-------	------	-------

・室員

境小学校	事務副主幹	渡邊 京子
第二中学校	事務副主幹	角 冬樹
第三中学校	事務副主幹	大畑 舞子
渡小学校	事務副主幹	見山 公一
中浜小学校	事務主事	井田 美穂子
上道小学校	事務主事	足立 流紀
第一中学校	事務主事	稲田 彩加
余子小学校	事務職員	酒田 優香

主 な 内 容

- 1 境港市共同学校事務室室長・室長補佐及び職員の任命
異動に伴い境港市共同学校事務室の室長、室長補佐及び職員(室員)を任命する。

- 2 任期
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

- 3 根拠法令
境港市立小・中学校管理規則(抜粋)

(共同学校事務室)

第58条 教育委員会は、校務運営への参画を行い、学校機能を強化し、境港市学校教育の充実を図るため、共同学校事務室を置くことができる。

- 2 共同学校事務室に、室長、室長補佐及び所要の職員を置く。
- 3 共同学校事務室の室長は、共同学校事務室の事務を総括し、室務をつかさどる。
- 4 共同学校事務室の室長補佐は、共同学校事務室の連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 5 共同学校事務室の室長、室長補佐及び職員は、事務職員の中から教育委員会が任命する。

(以下省略)

議案第19号

鳥取県西部地区教科用図書採択協議会の設置について

令和7年度から令和10年度まで使用する中学校教科用図書の採択にあたり、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条4項の規定により、米子市、境港市、南部町、大山町、伯耆町、日南町、日野町、江府町の各市町及び米子市日吉津村中学校組合教育委員会は、鳥取県西部地区教科用図書採択協議会を次のとおり設置する。

令和6年3月25日

境港市教育委員会

記

1 鳥取県西部地区教科用図書採択協議会会則

別紙のとおり

2 境港市教育委員会が選出する採択協議会委員

山 本 淳 一

行事報告

2月28日(水)	子ども理解と授業力向上研修会	第一会議室
2月29日(木)	令和6年度当初予算予算委員会	議場
3月3日(日)	地教委内示	白兔会館
3月5日(火)	県立高等学校一般入試(～6日)	各県立高等学校
3月6日(水)	定例校長会	第一会議室
3月8日(金)	中学校卒業式(10:00)	各中学校
	臨時教育委員会(16:00)	第一会議室
3月11日(月)	県立高等学校一般入試追検査	各県立高等学校
3月12日(火)	臨時校長会(15:30)	第一会議室
	校長内示(16:00)	第一会議室
	職員内示(16:30)	各小中学校
3月14日(木)	県立高等学校合格発表	各県立高等学校
3月19日(火)	小学校卒業式	各小学校
3月22日(金)	小・中学校修了式	各小・中学校
	教職員人事異動発表(県教委HP)	
	小・中学校学年末休業日(～31日)	各小・中学校
3月23日(土)	教職員人事異動新聞発表	
3月25日(月)	県立高等学校再募集	各県立高等学校
	教育行政説明会	オンデマンド配信
3月26日(火)	再募集合格発表	各県立高等学校

行事予定

3月28日(木)	臨時校長会	第一会議室
3月29日(金)	退職校長辞令交付式	白兔会館
	退職者辞令交付式	西部事務所講堂
	退職者辞令確認式	第一会議室
	校長役職定年辞令確認式	市長室
4月1日(月)	新任管理職辞令交付式	米子コンベンションセンター小ホール
	新規採用者辞令交付式	米子コンベンションセンター小ホール
	臨時的任用・非常勤講師辞令交付式	各小中学校
	再任用辞令交付式	//
	管外転入者市教委着任式	第一会議室
	臨時的任用者市教委着任式・辞令確認式	//
	新任管理職市教委着任式・辞令確認式	市長室
4月2日(火)	非常勤講師着任式・辞令確認式	第一会議室
	再任用職員・初任者研修校へ教員着任式・辞令確認式	//
	新規採用者着任式・辞令確認式	//
4月9日(火)	小・中学校始業式	各小中学校
	県立高等学校入学式	境高等学校・境港総合技術高等学校
4月10日(水)	小・中学校入学式	//
4月12日(金)	校長教頭合同協議会	第一会議室
4月16日(火)	第1回県・市町村(学校組合)教育行政連絡協議会	白兔会館

報 告 事 項

生涯学習課

行 事 報 告

2月26日(月)	3月定例市議会(～3月21日)	議場
27日(火)	市展運営委員会 社会教育委員会議	ミーティングルーム 第1会議室
3月 4日(月)	ピアノコンクール実行委員会 外江SWISH MBC市長表敬 定例公民館長会	ミーティングルーム 市長室 ミーティングルーム
5日(火)	市民交流センター連絡調整会議 図書館連絡協議会	// 上道公民館
10日(日)	シンフォニー少年少女合唱団定期演奏会	市民交流センター
13日(水)	鳥取サンフレンジャーズ市長表敬	市長室
19日(火)	図書館司書研修	県立図書館
20日(水)	トトトト2024	市民交流センター

行 事 予 定

4月 5日(金)	定例公民館長会	ミーティングルーム
6日(土)	シンフォニー少年少女合唱団入団式	上道公民館
8日(月)	ピアノコンクール実行委員会	ミーティングルーム
11日(木)	スポーツ推進委員定例会	余子公民館
12日(金)	市民交流センター連絡調整会議	ミーティングルーム
20日(土)	ガイナレ鳥取サッカー教室	竜ヶ山陸上競技場
26日(金)	市民交流センター2年目検査	市民交流センター
27日(土)	マンボウ祭(～5月20日)	海とくらしの史料館

そ の 他

◎文化・体育施設改修工事期間

- ・文化ホール実施設計完了：令和6年2月22日(木)
- ・文化ホール入札：令和6年3月26日(火)
- ・市民体育館及び第2市民体育館入札：令和6年3月28日(木)

報告事項

境港市民図書館

1 入館利用者の状況

(1) 令和6年2月の入館状況

	本年度	3年間平均	◇1日平均	
開館日数	17 日	20.0 日	本年度	3年間平均
入館者数	9,008 人	7,219 人	529.9	361.0

(2) 登録者数及び貸出利用者数

	登録者数		貸出利用者数
	新規	累計	
一 般	62 人	11,390 人	2,673 人
高校生	2	537	21
中学生	2	749	41
小学生	8	4,406	484
幼 児	4	1,836	214
小 計	78	18,918	3,433
団 体	0	150	82
合 計	78	19,068 前月末 18,990	3,515 前年2月 3,383

(3) 図書貸出し状況

一般書	7,219 冊	団体貸	806 冊	
雑 誌	524	○学校図書室	166 冊	
児童書	7,025	市内小学校	96	
AV(オーディオビジュアル)	45	市内中学校	57	
合 計	14,813	鳥取豊学校ひまわり分校	13	
		○その他の団体	640 冊	
前々年 2月	10,885	県立・市町村図書館	68 自衛隊美保基地(移動図)	19
前年 2月	14,340	幸朋苑・7公民館	1 市内児童クラブ	16
3年間平均	13,346	読み聞かせ団体	4 市内放課後預かり施設	110
		市内幼保園・子育て支援	29 市外放課後預かり施設	110
		市外保育園	15 県外図書館	2
		福祉事業所・浜の里(移動図)	155 その他	111

2 館内業務の状況

(1) 館報の発行 境港市民図書館だより2月号

(2) 月例行事の開催

①みんなで楽しく『万葉集』を読もう	第1土曜日(3日)第3土曜日(17日)	13:50~14:50	みなとテラス
②「境港の古文書を読む会」	第2・4土曜日(10・24日)	10:00~12:00	上道公
③「絵本とおはなしの部屋」	第1土曜日(3日)	14:00~	図書館
④「絵本と紙芝居を楽しむ会」	第2土曜日(10日)	14:00~	図書館
⑤「おしゃべりたんぽぽおはなし会」	第3土曜日(17日)	14:00~	図書館

3 その他 (○市内行事、●市外行事、*その他)

○ 一中キャリアアップトーク参加(職員)	2日13:45~	一中
○ トークイベント「心地良く生きる」(生田亜理沙氏)	17日10:30~12:00	ブラウジング